徳島県教育委員会告示第二号

適用する。 の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を次のように定め 令和五年四月一日から施行し、 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年徳島県条例第五十五号)第五条第一項 同日以後に実施する試験等に係る保有個人情報について

きる保有個人情報を定める件) なお、平成十七年徳島県教育委員会告示第十五号(口頭により開示請求を行うことがで は、 令和五年三月三十一日限り、 廃止する。

令和五年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榊 浩

教職員課教育委員会事務局	の翌日から一月間審査結果発表の日	係るものに限る。総合得点及び総合	採用候補者選考審学校寄宿舎指導員
教職員課	審査結果発表の日	総合得点及び総合係るものに限る。	考審查 考審查
教育委員会事務局	第一次審査及び第二次審査のそれぞれの合格者発表の日の翌日から一月	科目別得点、総合 得点及び総合順位 (第一次審査のそれ ぞれの不合格者に ぞれの不合格者に	德島 県公立学校教 番査 番査
きる。	うころ。其代記	開示する内容	試験等の名称
まる場所	で 求を行うことがで おを行うことがで	保有個人情報の項目口頭により開示請求を行うことができる	保有個人情報の項目口頭により開示請求

入学者選抜一一次高等部専攻科ージを高等部専攻科ージを表現の対象を表現しています。	選抜一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	選抜)機選抜及び育成型般選抜及び育成型	携型選抜) 徳島県公立高等学	徳島県公立高等学 校入学者選抜 (育	般選抜) 一般選抜)	育学校入学者選抜び徳島県立中学校及	査
得点学力検査の教科別	得点	計画査書の評定値合	得点学力検査の教科別	点及び面接の得点 得点、実技等の得 得点、活動記録の	得点学力検査の教科別	び調査書の得点の得点及)
選技結果通知日の	選抜結果通知日の	第二次募集選抜結第二次募集選抜結	翌日から一月間選抜結果通知日の	選抜結果通知日の	翌日から一月間選抜結果通知日の	選技結果通知日の	
支援学校志願先の県立特別	支援学校志願先の県立特別	学校・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	学校・一学校・一学校・一学校・一学校・一学校・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・一学・	学校・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一	学校・一学校・一学校・一学校・一学校・一学校・一学が	育学校 お願先の県立中学	

		_
		_